

さいたま市建設工事請負契約基準約款及びさいたま市設計業務等委託契約基準約款の一部改正について

公共工事標準請負契約約款及び公共土木設計業務等標準委託契約約款が改正されたことに伴い、契約基準約款の改正を行います。

1 改正約款

- (1) さいたま市建設工事請負契約基準約款
- (2) さいたま市設計業務等委託契約基準約款

2 改正概要

(1) 譲渡制限特約について

- 改正民法において、譲渡制限特約が付されていても、債権の譲渡の効力は妨げられないこととなります。
- 譲渡制限特約は維持した上で、前払、部分払等によってもなお工事の施工に必要な資金が不足する場合には発注者は譲渡の承諾をしなければならない。
- 併せて、譲渡制限特約に違反した場合や資金調達目的で譲渡したときにその資金を当該工事の施工以外に使用した場合に、契約を解除できることとした。

(2) 契約不適合責任について

- 改正民法において、「瑕疵」が「契約の内容に適合しないもの」と文言が改められ、その場合の責任として履行の追完と代金の減額請求が規定されたことを踏まえ、約款も同様の変更を行う。

(3) 契約の解除について

- 改正民法において、瑕疵に関する建物・土地に係る契約解除の制限規定が削除されたことや双方の責めに帰すべき事由でないときであっても契約を解除できることとされたことを踏まえ、催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除を規定し直した。

(4) 契約不適合責任の担保期間について

- 材質の違いによる担保期間は民法上廃止されたことを踏まえ、約款において契約不適合の責任期間を引渡しから2年とし、設備機器等についてはその性質から1年としました。

3 適用日

令和2年4月3日以降に公告又は指名通知をするものから適用します。